

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成5年9月20日

住所 札幌市東区丘珠町647番地5
氏名 北海道衛生工業株式会社 代表取締役 岡村 龍一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成5年9月20日	許可番号	千保衛第439-1号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第1号（汚泥の脱水施設） 汚泥		
設置場所	恵庭市北柏木町3丁目194番地2		
処理能力	18.64 m ³ /日		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		